

第6 収容人員の算定

1 収容人員算定の基本

- (1) 収容人員の算定にあたっては、防火対象物の用途判定に従い省令第1条の3の算定方法により算定する。
- (2) 収容人員の算定は、法第8条の適用については棟単位（同一敷地内に管理権原者が同一である防火対象物が2以上存する場合は敷地内に存する当該防火対象物の棟収容人員を合算した数）であるが、政令第24条の適用については棟単位、政令第25条の適用については階単位とする。
- (3) 防火対象物の主たる用途以外の機能的に従属していると認められる部分についても、防火対象物の用途判定に従い省令第1条の3の算定により算定する。
- (4) 2以上の用途の存する防火対象物で主たる用途部分以外の床面積の合計が当該防火対象物の延べ面積の10%未満で、かつ、300㎡未満であることにより、主たる用途の項と取り扱われている防火対象物（見なし従属の防火対象物）についても、防火対象物の用途判定に従い省令第1条の3の算定方法により算定する。

2 収容人員算定上の共通事項

- (1) 従業員として算定するものは、次のとおりとする。
 - ア 正社員又は臨時社員等の別を問わず平常時における勤務体制で最大勤務者数とする。

ただし、短期間かつ臨時的に雇用される者（デパートの中元、歳暮時のアルバイト等）にあつては、従業員として扱わないこととする。
 - イ 交替制勤務制度の場合、従業者の数は通常の勤務時間帯における数とし、勤務時間帯の異なる従業員が重複して所在する交替時の数とはしないこと。

ただし、引き継ぎ以後も重複して就業する勤務体制にあつては、その合計とすること。
 - ウ 指定された執務用の机を有する外勤者は、従業者の数に算入すること。
- (2) 政令第24、25条の適用にあたっては、従業員として算定するものは、次のとおりとする。
 - ア 階単位で収容人員を算定するにあたって、2以上の階で執務するものについては、当該階に指定された執務用の机等を有し、継続的に執務するとみなされる場合は、それぞれの階の人員に算入することとする。
 - イ 階単位で収容人員を算定する場合、従業者が使用する食堂、休憩所、会議室及びこれらに類する用に供する部分は、当該部分を3㎡で除して得た数の従業者があるものとして算定すること。

ただし、その数が従業者の数よりも大きい場合は、この限りでない。
- (3) 収容人員を算定するにあたっての床面積の取扱いは、次によること。
 - ア 単位面積あたりで除した際の1未満の数は切り捨てるものであること。

イ 廊下、階段及び便所は、原則として収容人員を算定するにあたって床面積に含めないものであること。

(4) 次に掲げるものは、固定式のいす席として扱う。

ア ソファ、掘りごたつ等のいす席

イ いす席相互を連結したいす席

ウ 常時同一場所に於いて固定的に使用し、かつ、移動が容易に行えないいす席

3 用途別収容人員算定要領

(1) 政令別表第1(1)項(劇場、映画館、公会堂等)

ア 算定要素

(ア) 従業員数

(イ) 客席の部分ごとの人員

a 固定式いす席を使用する者の人数

b 立ち見席を使用する者の人数

c 前a、b以外の客席を使用する者の人数

イ 算定要素の定義

(ア) 従業員数

2(1)による。

(イ) 客席の部分ごとの人数

客席の部分とは、次表のとおりである。

用 途	客 席 の 部 分
劇 場、映 画 館 等	演劇、音楽、映画館等を鑑賞するためにいす席が設置されている部分
演 劇 場 等	落語、漫才等の演劇を鑑賞するためにすわり席、いす席等が設置されている部分
観 覧 場 等	スポーツ、見世物等を観覧するためにいす席、すわり席等が設けられている部分
公会堂、集会場等	集会、会議、社交等の目的で集合するためにいす席、すわり席等が設けられている部分

a 固定式のいす席を使用する者の数

固定式のいす席の数に対応する数とする。この場合において、長いす席のいす席にあつては、当該いす席の正面幅を0.4mで除して得た数(1未満のはしたの数は切り捨てるものとする。)とする。

b 立ち見席を使用する者の数

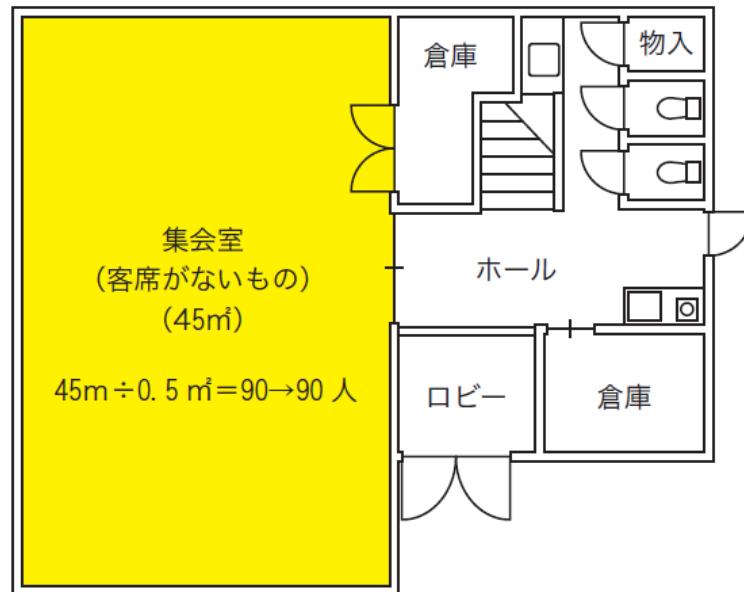
立見席を設けた部分の床面積を0.2㎡で除して得た数とする。c 前a及びb以外の客席を使用する者の人数

前a及びb以外の客席とは、ます席、大入場等のすわり席、移動いすを使用する客席部分を指し、この部分の床面積を0.5㎡で除して得た数とする。長いす席を使用する部分は、長いす席の正面幅を合計すること

なく、個々の長いす席ごとに算定すること。

ウ 収容人員算定要領（第6-1図参照）

前イ（ア）及び（イ）で求めた人数を合算した数を収容人員とする。



第6-1図

(2) 政令別表第1 (2) 項及び (3) 項 (キャバレー、遊技場、料理店、飲食店等)

ア 用途判定

(ア) 遊技場

囲碁、将棋、マージャン、パチンコ、スマートボール、チェス、ビンゴ、ボーリング、ビリヤード、カラオケルーム、ゲーム機械、その他の遊技又は競技を行わせる施設をいう。

(イ) その他のもの

前(ア)以外の政令別表第1 (2) 項及び (3) 項の用途の施設をいう。

イ 算定要素

(ア) 遊技場

a 従業員数

b 遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の人数

c 観覧、飲食又は休憩の用に供する部分の固定式のいす席を使用する者の人数

(イ) その他のもの

a 従業員数

b 客席の部分ごとの人数

(a) 固定式のいす席を使用する者の人数

(b) その他の部分を使用する者の人数

ウ 算定要素の定義

(ア) 遊技場

a 従業員

2 (1) による。

b 遊技のための機械を使用して遊技を行うことができる者の人数

施設内に設置できる最大の競技卓、盤、機械等に次の数を掛け合わせて得られた数とする。

- (a) パチンコ、スマートボール等は1人、囲碁、将棋、チェス、ビリヤード等は2人、マージャン等は4人とする。
- (b) ボーリングは、レーンに付属する椅子の数とする。
- (c) ゲーム機械は、機械を使用して遊べる者の数（コインの投入口の数）が一般的には対応している。）とする。
- (d) カラオケルームは、カラオケマイクの数と固定のいす席を算定して合算する。ただし、カラオケマイクの数以上の固定のいす席がある場合は、カラオケマイクの数を含めないものとする。
- (e) ルーレットゲーム等で人数に制限のないものについては、台等の寄付部分0.5mにつき1名とする。
- (f) 前(a)～(e)以外で遊技人数が明確に限定できる者にあつては、その数とする。
- (g) 前(a)～(f)により遊技人数を算定できない場合には、競技卓、盤、機械等の数とする。

c 観覧、飲食又は休憩の用に供する部分の固定式いす席を使用する者の人数

観覧、飲食又は休憩の用に供する部分とは、次の場所をいう。

- (a) ボーリング場、ビリヤード場等の飲食提供施設、休憩・待合のための場所
- (b) カラオケルームの受付周辺等の休憩、待合場所及び各ルーム内
- (c) 前(a)、(b)以外の遊技場で、自動販売機コーナー、喫煙コーナー等で観覧、飲食又は休憩の用に供する部分に供する部分と特定できる場所

上記場所に置かれている固定式のいす席を使用する者の人数とする。この場合において、長いす席にあつては、当該いす席の正面幅を0.5mで除して得た数とする。

(イ) その他のもの

a 従業員

2(1)による。

b 客席の部分の人数

客席の部分とは、飲食、遊興、ダンス等を行う部分をいい厨房、配膳、控室等の客の出入りしない部分を除いた部分をいう。

(a) 固定式のいす席を使用する者の人数

客席部分のうち固定式のいす席を常時置く部分の固定式のいす席の数をいう。この場合において、長いす席にあつては、当該いす席の正面幅を0.5mで除して得た数とする。

(b) その他の部分を使用する者の人数

その他の部分とは、キャバレー及びライブハウスのステージ、ディスコ及びダンスホール、料理店、料亭等の和室等の部分をいい、当該部分の面積を3㎡で除して得た数とする。

エ 収容人員算定要領（第6-2図～第6-8図参照）

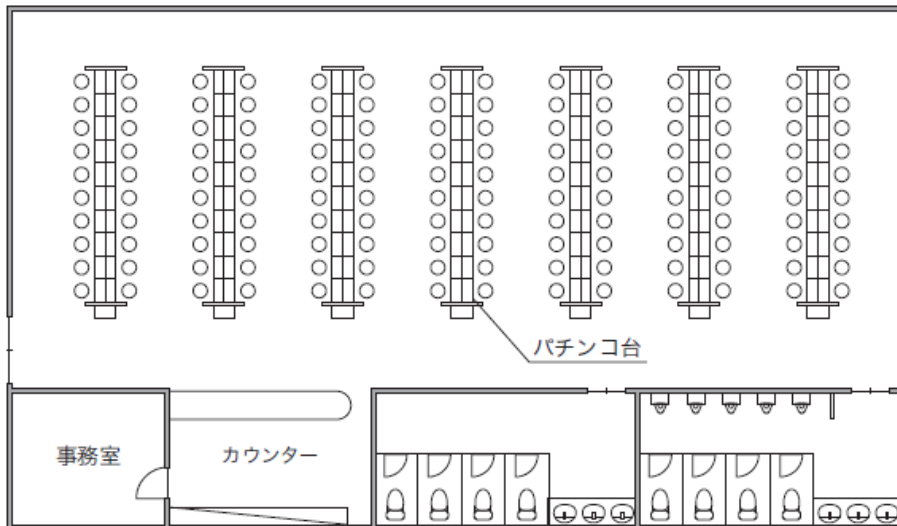
（ア）遊技場

前イ（ア） a から c で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

（イ）その他のもの

前イ（イ） a 及び b で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

（パチンコの算定例）



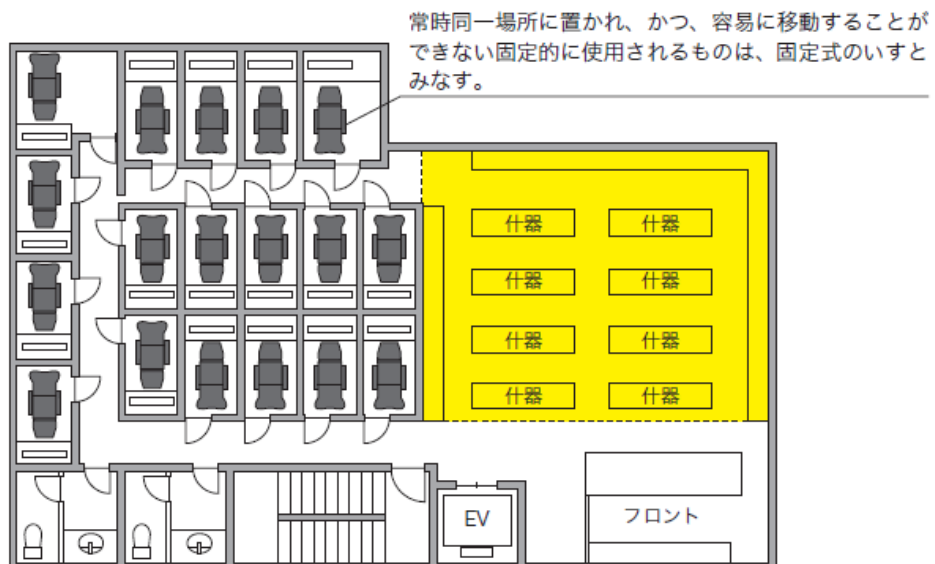
○従業者の数：10人

○遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数
：パチンコ台140台→140人

階収容人員：150人

第6-2図

（個室ビデオ、インターネットカフェの算定例）



常時同一場所に置かれ、かつ、容易に移動することができない固定的に使用されるものは、固定式のいすとみなす。

○従業者の数：2人

○固定式のいす席：18→18人

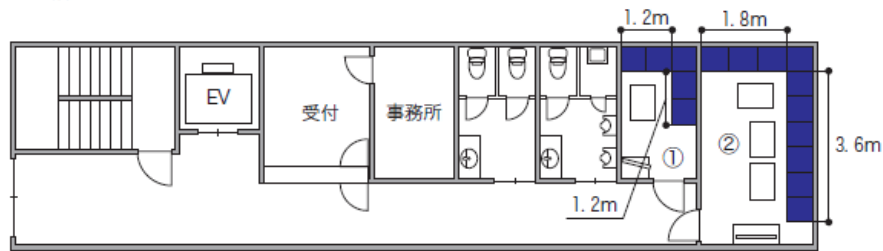
○その他の部分
・ $44\text{m}^2 \div 3\text{m}^2 \approx 14.6 \rightarrow 14$ 人

階収容人員：34人

第6-3図

(カラオケボックスの算定例)

(1階)



○従業者の数：6人

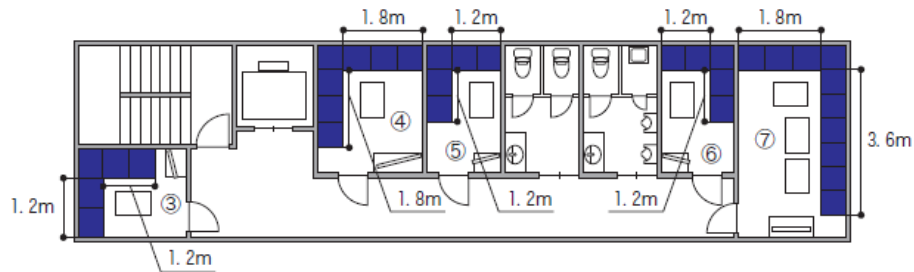
○その他の部分

・個室①：固定式のいす席（長いす） $1.2\text{m} \div 0.5\text{m} = 2.4 \rightarrow 2人 \times 2 = 4人$

・個室②：固定式のいす席（長いす） $1.8\text{m} \div 0.5\text{m} = 3.6 \rightarrow 3人$
 $3.6\text{m} \div 0.5\text{m} = 7.2 \rightarrow 7人$
 $3人 + 7人 = 10人$

1階収容人員：20人

(2階～5階)



○従業者の数：1人

○その他の部分

・個室③：固定式のいす席（長いす） $1.2\text{m} \div 0.5\text{m} = 2.4 \rightarrow 2人 \times 2 = 4人$ ・個室④：固定式のいす席（長いす） $1.8\text{m} \div 0.5\text{m} = 3.6 \rightarrow 3人 \times 2 = 6人$ ・個室⑤：固定式のいす席（長いす） $1.2\text{m} \div 0.5\text{m} = 2.4 \rightarrow 2人 \times 2 = 4人$ ・個室⑥：固定式のいす席（長いす） $1.2\text{m} \div 0.5\text{m} = 2.4 \rightarrow 2人 \times 2 = 4人$

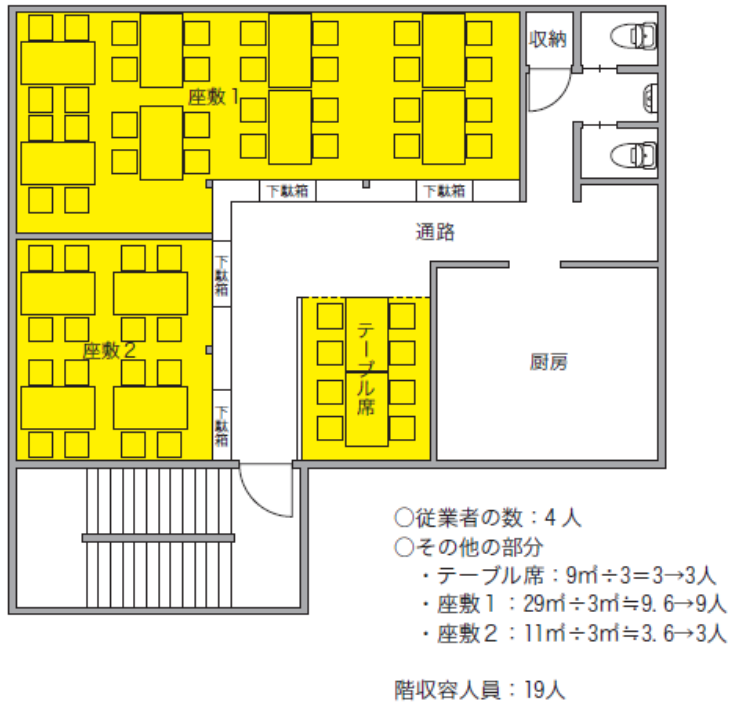
・個室⑦：固定式のいす席（長いす） $1.8\text{m} \div 0.5\text{m} = 3.6 \rightarrow 3人$
 $3.6\text{m} \div 0.5\text{m} = 7.2 \rightarrow 7人$
 $3人 + 7人 = 10人$

階収容人員：29人×4=116人

棟収容人員：136人

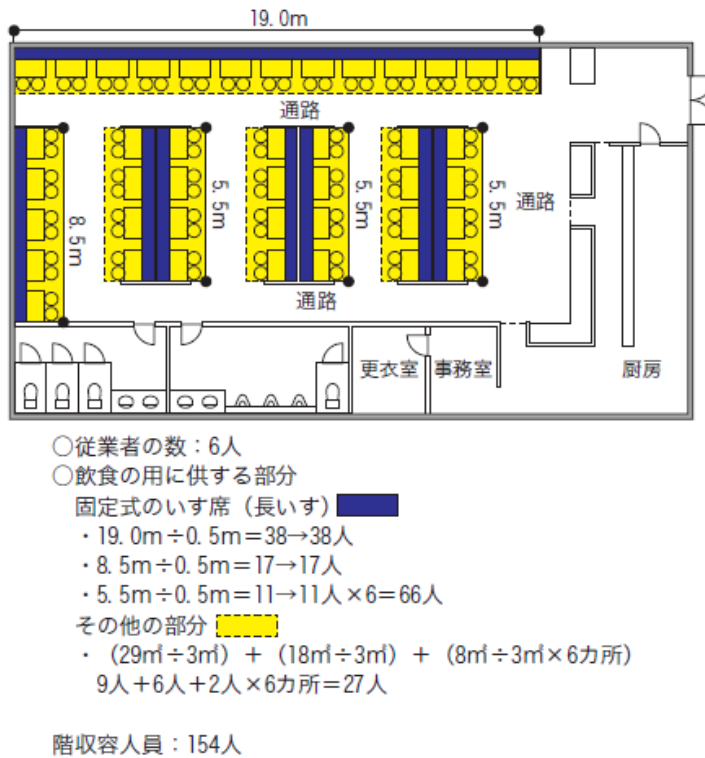
第6-4図

(飲食店の算定例 1)



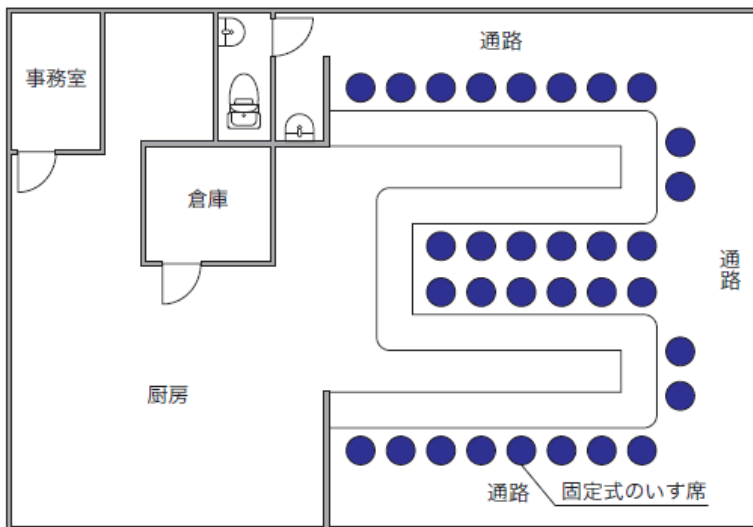
第6-5図

(飲食店の算定例 2)



第6-6図

(飲食店の算定例3)

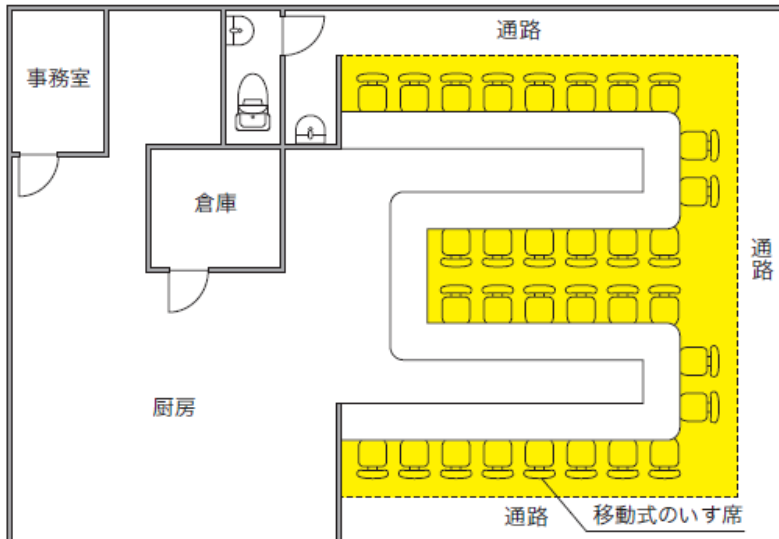


- 従業者の数：3人
- 飲食の用に供する部分（固定式のいす席）：32席→32人

階収容人員：35人

第6-7図

(飲食店の算定例4)



- 従業者の数：3人
- 飲食の用に供する部分（その他の部分）： $32\text{m}^2 \div 3\text{m}^2 \approx 10.6 \rightarrow 10$ 人

階収容人員：13人

第6-8図

(3) 政令別表第1(4)項(百貨店、物品販売店舗等)

ア 算定要素

(ア) 従業員数

(イ) 従業員以外の者が使用する部分の人数

- a 飲食又は休憩の用に供する部分の人数
- b その他の部分の人数

イ 算定要素の定義

(ア) 従業員数

2(1)による。

(イ) 従業員以外の者が使用する部分の人数

従業員以外の者が使用する部分とは、次の部分を除いた場所をいう。

- ・ 事務所、会議室
- ・ 社員食堂の厚生施設
- ・ 商品倉庫、商品荷捌場
- ・ 空調機械室、電気室等の設備室
- ・ 駐車場
- ・ 連続して店舗がある場合のコンコースとその延長上にある通路及び公共性の強い通路部分
- ・ その他の従業員だけが使用する部分

a 飲食又は休憩の用に供する部分の人数

飲食及び休憩の用に供する次の部分の床面積を3㎡で除して得た数とする。

- ・ レストラン、喫茶、その他の飲食店
- ・ 喫煙場所、子供の遊び場等の商品陳列のない部分
- ・ その他の飲食及び休憩の用に供する部分

b その他の部分の人数

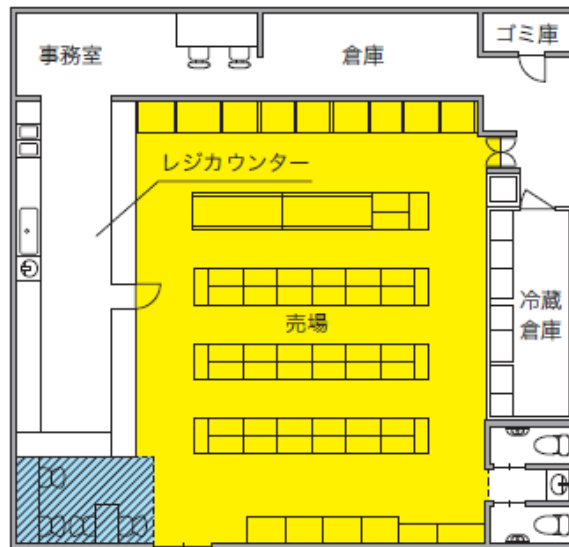
前a以外の部分の床面積を4㎡で除して得た数とする。

(注) 売場内のショーケース等を置いてある部分も含む。

ウ 収容人員算定要領(第6-9図参照)

前ア(ア)及び(イ)で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

(物品販売店舗等の算定例)



- 従業者の数：3人
 - 主として従業者以外の者の使用に供する部分
 - ・飲食又は休憩の用に供する部分（）の床面積を3㎡で除して得た数
飲食コーナー $13\text{㎡} \div 3\text{㎡} \approx 4.3 \rightarrow 4$ 人
 - ・その他の部分（）の床面積を4㎡で除して得た数
売場 $90\text{㎡} \div 4\text{㎡} \approx 22.5 \rightarrow 22$ 人
- 階収容人員：29人

第6-9図

(4) 政令別表第1 (5) 項イ (旅館、ホテル等)

ア 算定要素

(ア) 従業員数

(イ) 宿泊室を使用する人数

a 洋室の人数

b 和室の人数

(ウ) 集会、飲食又は休憩の用に供する部分の人数

a 固定式のいす席を設ける部分を使用するものの人数

b 前a以外のその他の部分を使用する者の人数

イ 算定要素の定義

(ア) 従業員数

2 (1) による。

(イ) 宿泊室を使用する人数

a 洋室の人数

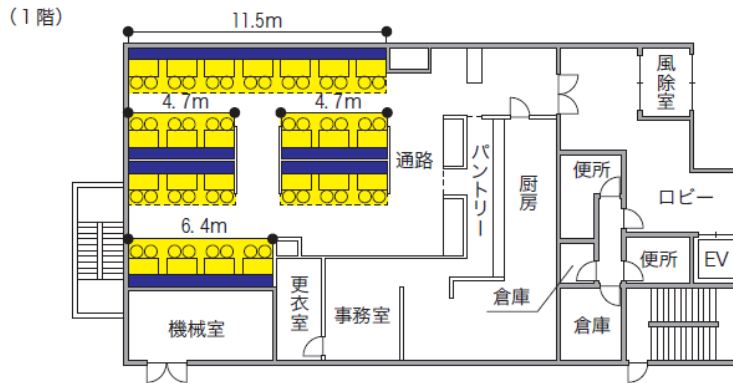
宿泊者が使用する洋室に置かれているベッドの数に対応する人数とする。

b 和室の人数

宿泊者が使用する和室の床面積の合計を、次の条件で除して得た数とする。

- (a) 簡易宿泊所及び主として団体客が宿泊するホテル・旅館（宿泊室の床面積を、ホテル・旅館が定めている当該宿泊室の最大使用人数又は宿泊室に設置されている寝具数で除して3㎡程度になるものは3㎡とする。
- (b) 前(a)以外は6㎡とする。
- c 前a、bの人数の算定の取扱いにあつては、次による。
- (a) 簡易宿泊所の中2階(棚状)式のもの棚数をベッド数とみなす。
- (b) シングルベッド及びセミダブルベッドは1人、ダブルベッドは2人として算定する。
- (c) 洋室で補助ベッド等を使用できる場合には、当該ベッドの数を加算して算定する。
- (d) 和室と洋室が併設されている宿泊室については、洋室部分を除いた部分を和室の床面積として扱う。
- (ウ) 集会、飲食又は休憩の用に供する部分の人数
 集会、飲食又は休憩の用に供する部分とは、宿泊者以外も利用する次の部分をいう。
- ・ 宴会場
 - ・ レストラン、そば屋、スナック等の飲食を提供する場所
 - ・ 椅子席を設けたロビー等（通路部分を除く。）
 - ・ 上記以外の集会、飲食又は休憩の用に供する部分
- a 固定式のいす席を設ける部分を使用するものの人数
 前記の部分のうち固定式のいす席を常時設ける部分については、当該部分にあるいす席の数とする。この場合は、長いいす席は、当該いす席の正面幅を0.5mで除して得た数とする。
- b 前a以外のその他の部分を使用する者の人数
 前a以外の部分については、当該部分の床面積を3㎡で除して得た数とする。
- ウ 収容人員算定要領（第6-10図参照）
 前ア（ア）から（ウ）で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

(ホテルの算定例)



○従業者の数：6人

○飲食の用に供する部分

固定式のいす席（長いす）

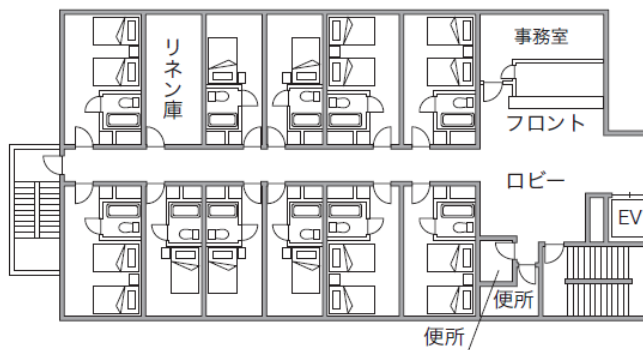
- ・ $11.5\text{m} \div 0.5\text{m} = 23 \rightarrow 23$ 人
- ・ $6.4\text{m} \div 0.5\text{m} = 12.8 \rightarrow 12$ 人
- ・ $4.7\text{m} \div 0.5\text{m} = 9.4 \rightarrow 9$ 人 $\times 4 = 36$ 人

その他の部分

- ・ $(17\text{m}^2 \div 3\text{m}^2) + (10\text{m}^2 \div 3\text{m}^2) + (7\text{m}^2 \div 3\text{m}^2 \times 4\text{カ所})$
 ≈ 5 人 $+ 3$ 人 $+ 2$ 人 $\times 4$ カ所 $= 16$ 人

1階 階収容人員：93人

(2階)

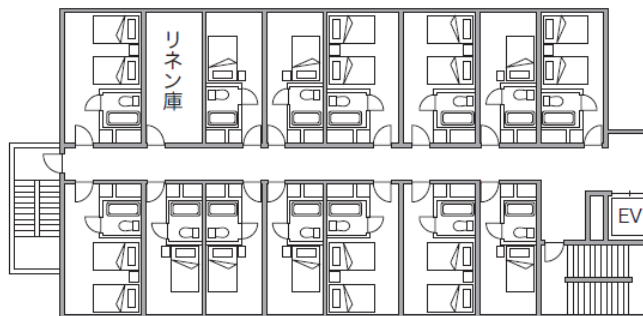


○従業者の数：3人

○洋式の宿泊室
ベッドの数：17→17人

2階 階収容人員：20人

(3階～7階)



○従業者の数：0人

○洋式の宿泊室
ベッドの数：21→21人

階収容人員：21人 $\times 5 = 105$ 人

棟収容人員：218人

第6-10図

(5) 政令別表第1 (5) 項ロ (寄宿舍、共同住宅等)

ア 算定要素

居住者の人数

イ 算定する場合の取扱い

寄宿舍、共同住宅に常時居住している者の人数をもって収容人員とする。

ただし、新築、居住者の出入りが激しい等で実態把握が困難な共同住宅にあっては、次の要領で求めた収容人員により防火管理業務の判定を行い、防火管理指導を行うこととする。

実態把握が困難な共同住宅の収容人員算定要領				
1 算定要素				
(1) 住戸のタイプ別の数				
(2) 住戸のタイプ別の算定居住者数				
2 算定要素の定義				
(1) 住戸のタイプ別の数				
共同住宅の集会場等の共用室を除く各住戸を、次に示す住戸タイプごとに分けた数				
ア 1K、1DK、1LDK、2DK				
イ 2LDK、3DK				
ウ 3LDK、4DK				
エ 4LDK、5DK				
(2) 住戸のタイプ別の算定居住者数				
住戸のタイプ別の算定居住者数については、次表による。				
住戸のタイプ	1K、1DK 1LDK 2DK	2LDK 3DK	3LDK 4DK	4LDK 5DK
算定居住者数	2人	3人	4人	5人
3 収容人員算定要領				
前2(1)のそれぞれの住戸タイプ別の数に前(2)の住戸のタイプ別の算定居住者数をそれぞれかけ合わせて得た数を合算し収容人員とする。				

(6) 政令別表第1 (6) 項イ (病院、診療所等)

ア 算定要素

(ア) 従業員数

(イ) 病院内にある病床の数

(ウ) 待合室を使用する人数

イ 算定する場合の取扱い

(ア) 従業員数

2 (1) による。(例 医師、歯科医師、助産婦、薬剤師、看護婦は従業員として取り扱う。)

(イ) 病院内にある病床の数

a 洋室タイプ

ベッドの数とする。

b 和室タイプ

和室の床面積の合計を、 3 m^2 で除して得た数とする。

c 乳幼児の病床の数については、保育器を除いた乳幼児用のベッド数を合算して算定する。

(ウ) 待合室を使用する人数

待合室の床面積を次の要領により求め、床面積の合計を 3 m^2 で除して得た数とする。

a 廊下に接続するロビー部分を待合として使用している場合は、当該ロビー部分を待合室として床面積を求める。

b 待合室が廊下を兼用されている場合は、次により待合室の床面積を求める。

(a) 両側に居室がある場合は、廊下幅員から 1.6 m を引いた幅員で待合として使用する範囲を待合室として床面積を求める。

(b) その他の場合は、廊下幅員から 1.2 m を引いた幅員で待合として使用する範囲を待合室として床面積を求める。

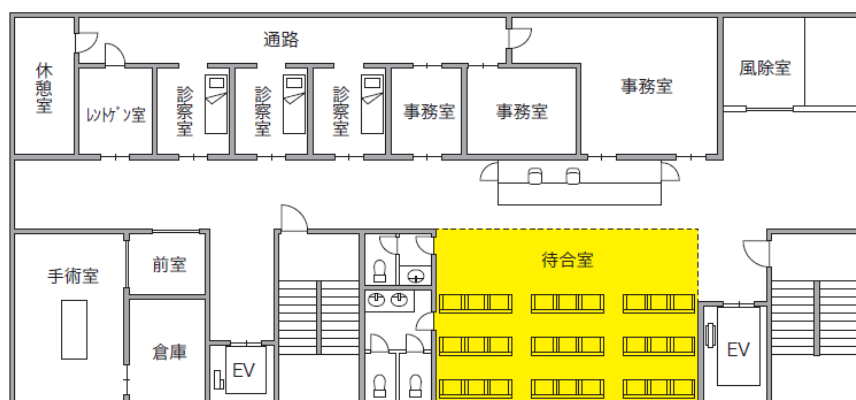
c 診療室内の待合に使用する部分は、当該部分を待合室として床面積を求める。

ウ 収容人員算定要領（第6-11図、第6-12図参照）

前ア（ア）から（ウ）で求めた人員を合算した数を収容人員とする。

（患者を入院させるための施設がある診療所の算定例）

（1階）

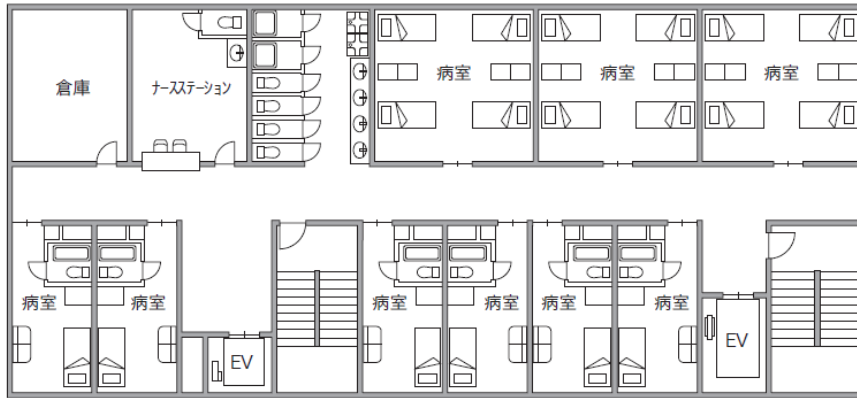


○医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の従業者の数：10人

○待合室： $55 \div 3\text{ m}^2 \approx 18.3 \rightarrow 18$ 人

1階 階収容人員：28人

(2階)



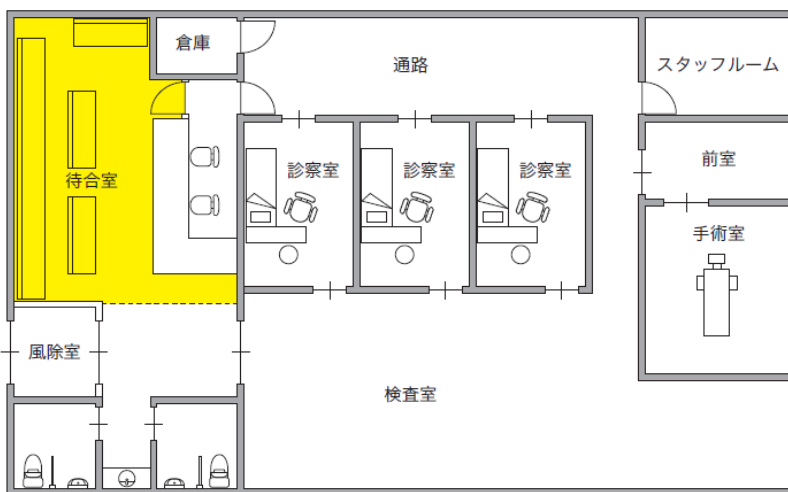
○医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の従業者の数：2人

○病室内にある病床の数：18人

2階 階収容人員：20人
棟収容人員：48人

第6-11図

(患者を入院させるための施設がない診療所の算定例)



○医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の従業者の数：5人

○待合室： $40\text{m}^2 \div 3\text{m}^2 \approx 13.3 \rightarrow 13$ 人

階収容人員：18人

第6-12図

(7) 政令別表第1 (6) 項ロ、ハ (老人短期入所施設、老人デイサービスセンター等)

ア 算定要素

(ア) 従業員数

(イ) 老人、乳児、身体障害者、知的障害者その他の要保護者の数

イ 算定要素の定義

(ア) 従業員数

2 (1) による。

(イ) 老人、乳児、身体障害者、知的障害者その他の要保護者の数

a 就寝施設部分は、就寝施設を使用できる最大人数とする。

b 通所施設部分は、通所施設部分を担当する従業員で対応できると事業所側が想定している要保護者の最大人数とする。

ただし、最大人数と現状で対応している要保護者の数に隔たりがある場合には、実態に応じて得た人数とすることができる。

ウ 収容人員算定要領 (第6-13図、第6-14図参照)

前ア (ア) 及び (イ) で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

(6) 項ロ (グループホームの算定例)



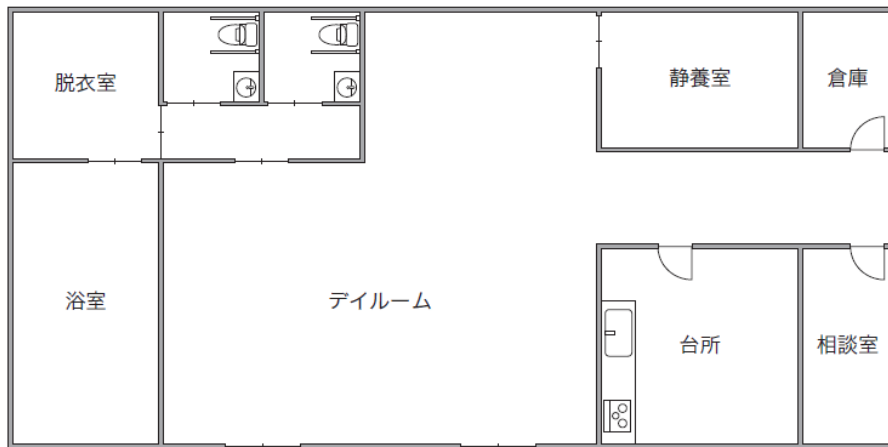
○従業員の数：3人

○要保護者の数：9人

階収容人員：12人

第6-13図

(6) 項ハ (デイサービスの算定例)



○従業者の数：3人

○要保護者の数：15人

階収容人員：18人

第6-14図

(8) 政令別表第1 (6) 項ニ (幼稚園、特別支援学校等)

ア 算定要素

(ア) 従業員数

(イ) 幼児、児童又は生徒の数

イ 算定要素の定義

(ア) 従業員数

2 (1) による。(例 園長、教職員、事務員等)

(イ) 幼児、児童又は生徒の数

現に在籍する児童等の数とする。

ウ 収容人員算定要領 (第6-15図参照)

前ア (ア) 及び (イ) で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

(幼稚園の算定例)



○教職員の数：18人

○幼児の数：280人

階収容人員：298人

ただし、保育室及び遊戯室等を合算した教職員及び児童等の数が
省令第1条の3に規定する教職員及び児童等を超える場合は、
当該規定により算出された数とすることができる。

第6-15図

(9) 政令別表第1 (7) 項 (小学校、中学校、高等学校、大学等)

ア 算定要素

(ア) 従業員数

(イ) 児童、生徒又は学生の数

イ 算定要素の定義

(ア) 従業員数

2 (1) による。(例 校長、教職員、事務員等)

(イ) 児童、生徒又は学生の数

現に在籍する学生等の数とする。

ウ 収容人員算定要領 (第6-16図参照)

前ア (ア) 及び (イ) で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

※ 階単位に収容人員を算定する場合は、次による。

ア 一般教室については教職員の数と児童、生徒又は学生の数とを合算して算定する。

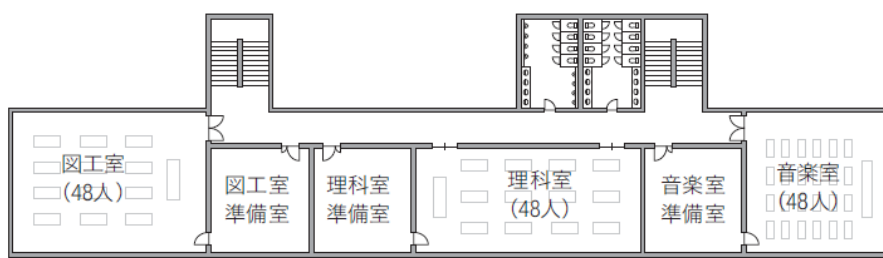
イ 特別教室等についてはその室の最大収容人員とする。

ウ 一般教室と特別教室が同一階に存する場合、それぞれの数の合算とする。

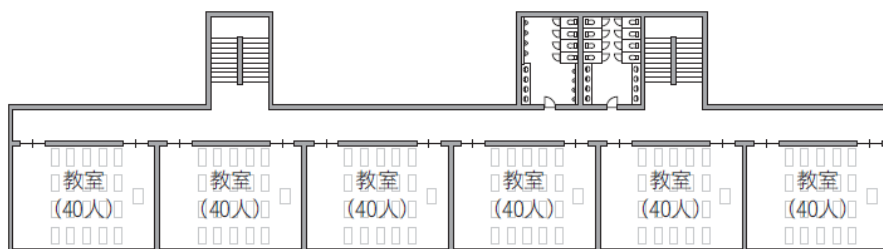
エ 講堂等については、最大収容人員とする。

ただし、講堂等と一般教室、特別教室等が同一階に存する場合は、講堂等の最大収容人員又は講堂等以外の収容人員のいずれか大きい方を当該階の収容人員とする。

(学校の算定例)



○教職員の数：3人
 ○生徒等の数：48人×3特別教室=144人
 階収容人員：147人



○教職員の数：6人
 ○生徒等の数：40人×6教室=240人
 階収容人員：246人

第6-16図

(10) 政令別表第1 (8) 項 (図書館、美術館等)

ア 算定要素

(ア) 従業員数

(イ) 閲覧室、展示室、展覧室、会議室又は休憩室を使用する者の数

イ 算定要素の定義

(ア) 従業員数

2 (1) による。

(イ) 閲覧室、展示室、展覧室、会議室又は休憩室を使用する者の数

閲覧室、展示室、展覧室、会議室又は休憩室の床面積の合計を 3 m^2 で除して得た数とする。

この場合に、閲覧室、展示室、展覧室、会議室又は休憩室の床面積を求める際の扱い等については、次による。

a 閲覧室

(a) 開架 (自由に入れる書棚部分をいう。) と閲覧 (児童用閲覧を含む。) が同一室にある場合は、開架以外の部分を閲覧室として扱う。

(b) CD等の試聴室、フィルム等の視聴室についても、閲覧室として扱う。

b 会議室

従業員以外が使用する会議、集会等の用途に使用する部分は、会議室として扱う。

c 休憩室

来館者が使用する喫茶店、喫煙コーナー等の部分は、休憩室として扱う。

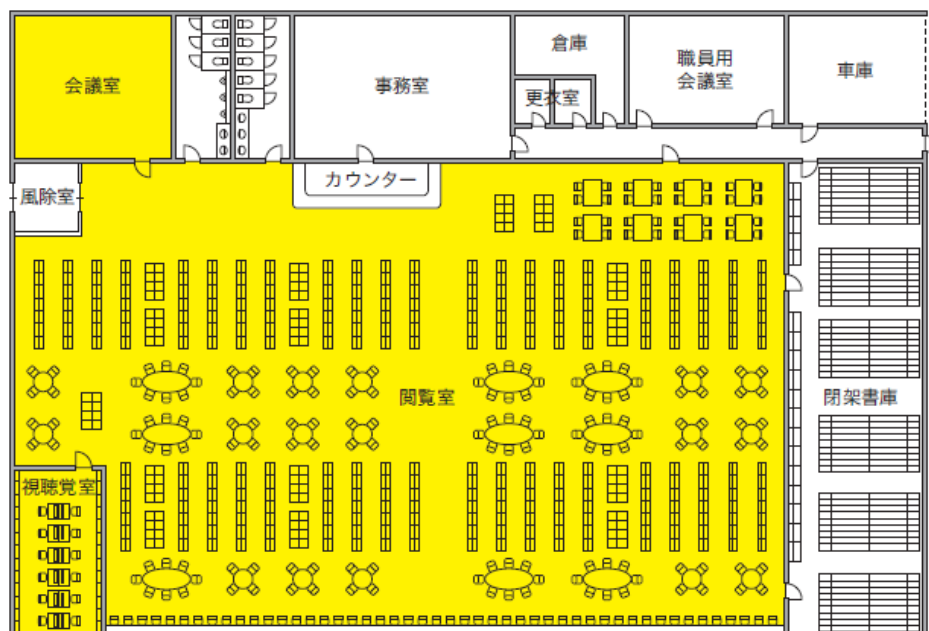
d 展示室、展覧室

展示室、展覧室内の展示物等の置かれている部分も展示室の部分として扱う。

ウ 収容人員算定要領（第6-17図参照）

前ア（ア）及び（イ）で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

（図書館の算定例）



○従業員の数：30人

○閲覧室： $1,200 \text{ m}^2 \div 3 \text{ m}^2 = 400 \rightarrow 400$ 人

○視聴覚室： $100 \text{ m}^2 \div 3 \text{ m}^2 = 33.3 \rightarrow 33$ 人

○会議室： $150 \text{ m}^2 \div 3 \text{ m}^2 = 50 \rightarrow 50$ 人

階収容人員：513人

第6-17図

(11) 政令別表第1（9）項（公衆浴場、蒸気浴場等）

ア 算定要素

（ア）従業員数

（イ）浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分を使用する者の数

イ 算定要素の定義

（ア）従業員数

2（1）による。

（イ）浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分を使用する者の数

浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分の床面積の合計を 3 m^2 で除して得た数とする。

この場合に、浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分の床面積を求める際の扱い等については、次による。

a トレーニング室等のサービス室は、休憩の用に供する部分として算定

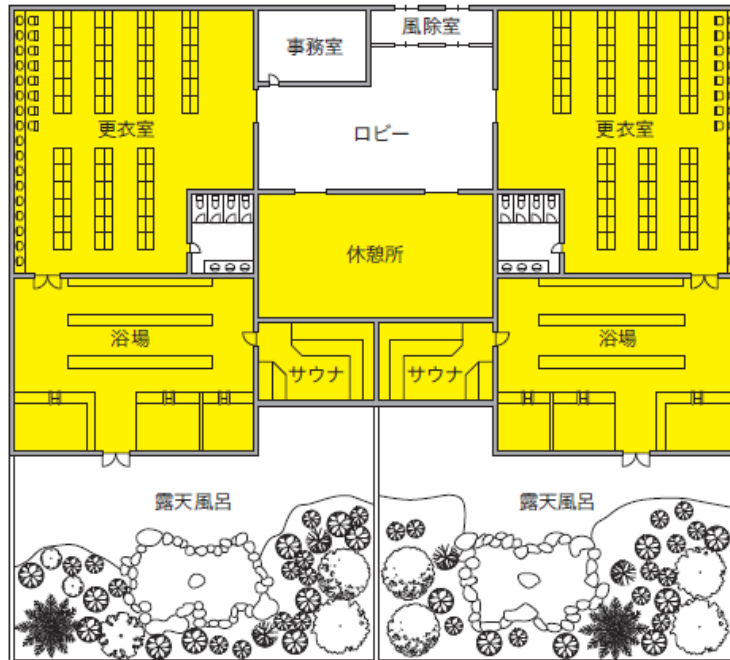
すること。

b 浴場には、釜場、火たき場は含まない。

ウ 収容人員算定要領（第6-18図参照）

前ア（ア）及び（イ）で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

（入浴施設の算定例）



○従業者の数：10人

○浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分（黄色）の床面積を3㎡で除して得た数

- ・浴場 150㎡÷3㎡=50→50人×2カ所=100人
- ・サウナ 50㎡÷3㎡=16.7→16人×2カ所=32人
- ・脱衣場 200÷3㎡=66.7→66人×2カ所=132人
- ・休憩所 200÷3㎡=66.7→66人

階収容人員：340人

第6-18図

(12) 政令別表第1（11）項（神社、教会等）

ア 算定要素

（ア）従業員数

（イ）礼拝、集会又は休憩の用に供する部分を使用する者の数

イ 算定要素の定義

（ア）従業員数

2（1）による。（例 神職、僧侶、牧師及び従業員等）

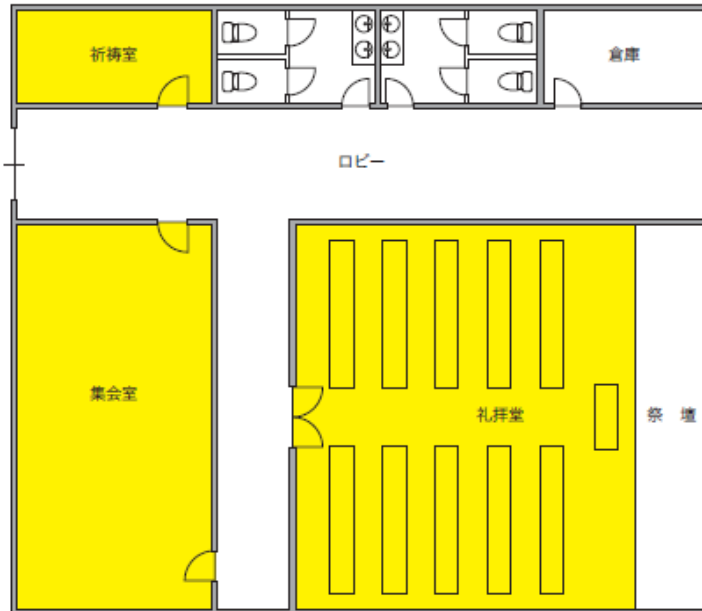
（イ）礼拝、集会又は休憩の用に供する部分を使用する者の数

礼拝、集会又は休憩の用に供する部分の床面積の合計を3㎡で除して得た数とする。

この場合に、礼拝、集会又は休憩の用に供する部分の床面積を求める際の扱い等については、次による。

- a 礼拝の用に供する部分に固定式のいす席がある場合も、当該場所の床面積を 3 m^2 で除して得た数とする。
- b 祭壇部分は、礼拝、集会又は休憩の用に供する部分として取り扱わない。
- ウ 収容人員算定要領（第6-19図参照）
前ア（ア）及び（イ）で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

（教会の算定例）



○神職、僧侶、牧師その他従業者の数：3人

○礼拝、集会又は休憩の用に供する部分（黄色）床面積の合計を 3 m^2 で除して得た数

- ・礼拝堂 $150\text{ m}^2 \div 3\text{ m}^2 = 50 \rightarrow 50$ 人
- ・集会室 $100\text{ m}^2 \div 3\text{ m}^2 \approx 33.3 \rightarrow 33$ 人
- ・祈禱室 $25\text{ m}^2 \div 3\text{ m}^2 \approx 8.3 \rightarrow 8$ 人

階収容人員：94人

第6-19図

(13) 政令別表第1（10）項、（12）～（14）項（駐車場、工場、駐車場、倉庫等）

ア 算定要素

従業員数

イ 算定要素の定義

従業員数

2（1）によるが、車両の駐車場の従業員には、駐車場の勤務員の他に従属的な業務に従事するもの（例 食堂・売店の従業員、赤帽等）を含める。

ウ 収容人員算定要領

前アで求めた人数を合算した数を収容人員とする。

(14) 政令別表第1（15）項（事務所等）

ア 算定要素

（ア）従業員数

（イ）主として従業員以外のものの使用に供する部分を使用する者の人数

イ 算定要素の定義

(ア) 従業員数

2 (1) による。

(イ) 主として従業員以外のものの使用に供する者の人数

主として従業員以外のものの使用に供する部分の床面積を 3 m²で除して得た数とする。

この場合に、主として従業員以外のものの使用に供する部分の床面積を求める際の扱い等については、次による。

a テニスクラブ、ゴルフクラブ等のクラブハウスの食堂、ミーティングルーム、ロビー (休憩等の用途に使用するもの)、待合部分は床面積に含む。

また、屋内のプール、プールサイド、コート、打席がある場合には、当該部分も床面積に含む。

ただし、専用通路、便所、洗面所、シャワー室、ロッカールーム等は、床面積に含まない。

b 駐輪場で、利用者が駐輪のために使用する部分は床面積に含まない。

c 裁判所の次の部分は床面積に含む。

調停委員控室、調書室、弁護士控室、公衆控室、看守詰室、審判廷、調停室、証人控室、検察官控室、勾留質問室、法廷

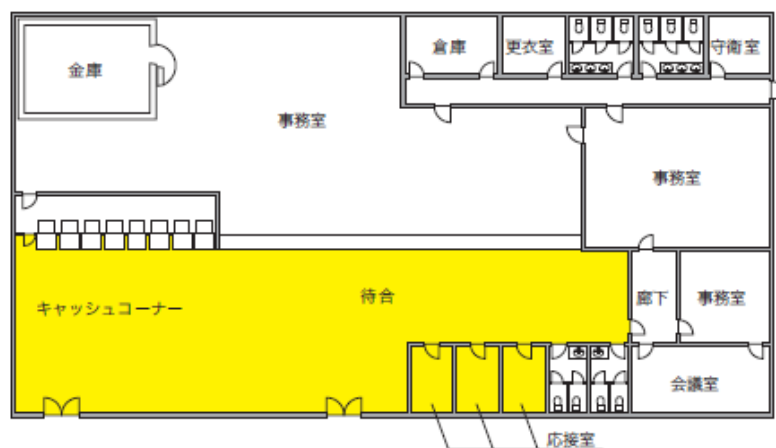
d 銀行の待合・キャッシュコーナーは、床面積に含む。

e モデル住宅については、従業員が使用する部分 (事務室、受付等) を除いた、住宅展示場部分 (人が立ち入れない押入及び物入部分を除く。) を床面積に含む。

ウ 収容人員算定要領 (第 6-20 図から第 6-23 図参照)

前ア (ア) 及び (イ) で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

(銀行の算定例)



○従業員の数：20人

○主として従業員以外の者の使用に供する部分 (黄色) の床面積を 3 m²で除して得た数

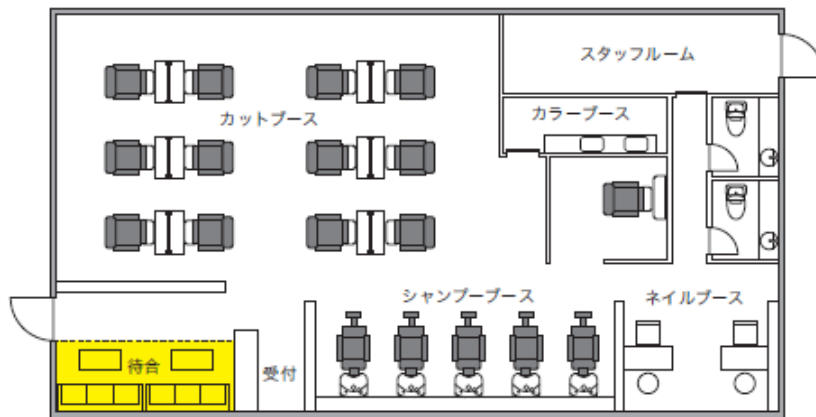
・ロビー及びキャッシュコーナー 145m²÷3m²≒48.3→48人

・応接室 14m²÷3m²≒4.7→4人×3カ所=12人

階収容人員：80人

第 6-20 図

(美容院の算定例)



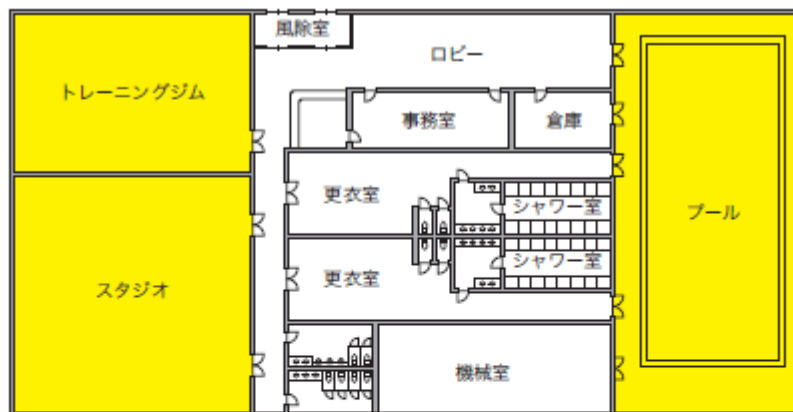
○従業者の数：6人

○主として従業者以外の者の使用に供する部分 (黄色) の床面積を 3m^2 で除して得た数
 $6 \div 3\text{m}^2 = 2 \rightarrow 2$ 人

階収容人員：8人

第6-21図

(スポーツクラブの算定例)



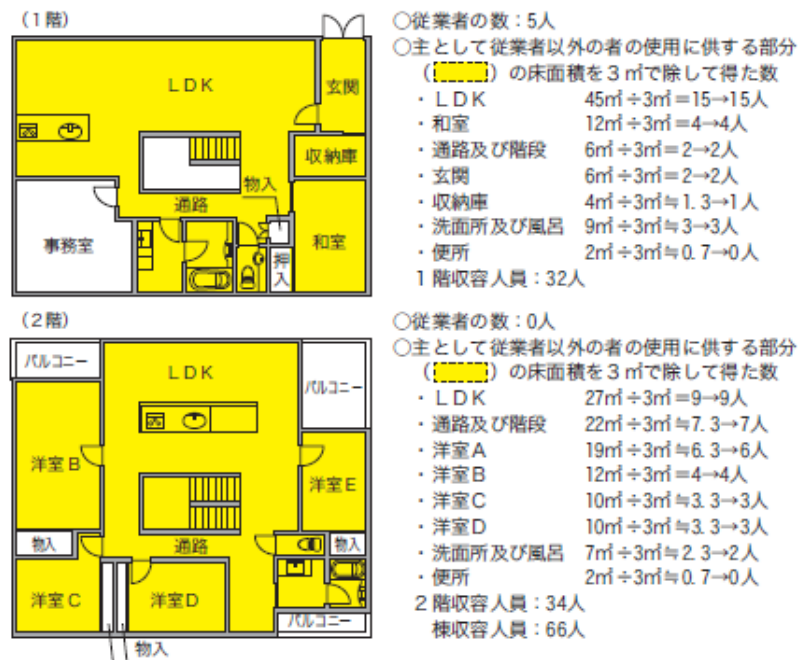
○従業者の数：20人

○主として従業者以外の者の使用に供する部分 (黄色) の床面積を 3m^2 で除して得た数・スタジオ $250\text{m}^2 \div 3\text{m}^2 \approx 83.3 \rightarrow 83$ 人・トレーニングジム $200\text{m}^2 \div 3\text{m}^2 \approx 66.7 \rightarrow 66$ 人・プール $500\text{m}^2 \div 3\text{m}^2 \approx 166.7 \rightarrow 166$ 人

階収容人員：335人

第6-22図

(モデル住宅の算定例)



第6-23図

(15) 政令別表第1(16)項(複合用途防火対象物)

ア 収容人員算定要領

防火対象物内のそれぞれの用途部分の収容人員を前(1)～(14)により用途ごとに人数を算出し合算したものを収容人員とする。

イ 算定する場合の取扱い

(ア) 建物内の用途部分の特定にあたっては、当該用途と密接な関係にある部分(例店構前の待合・休憩部分等)も当該用途の部分として扱う。

(イ) 防火対象物内のアトリウム等の公共広場・休憩部分は、各用途の部分として扱う。

(16) 政令別表第1(17)項(重要文化財等)

収容人員算定要領は、床面積を5㎡で除して得た数を収容人員とする。